

横福指第 155号
令和3年（2021年）1月7日

指定介護保険サービス事業者 様
指定第1号事業者 様

横須賀市福祉部長

指定申請書等の申請・届出書式の押印の廃止について（通知）

日頃から、本市福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年12月25日付で「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行され、「『押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令』の公布等について」（令和2年12月25日老発1225第3号厚生労働省老健局長通知）ほか関係通知等のとおり、押印を不要とする改正等が行われたところです。

これに伴い、指定介護保険事業者及び指定第1号事業者に係る指定申請等の横須賀市福祉部指導監査課への全ての申請・届出について、押印（法人代表者の印）を不要とすることとしますので通知します。

なお、この度の改正に伴う申請・届出書式の変更等（様式中の「印」の削除等）については、今後順次対応してまいります。当面の間、従来の書式を使用していたとき、「印」の記載がある場合には押印しない取扱いとしていただくようお願いいたします（事業者の判断により、押印していただくことは差支えありません）。

※ 令和2年4月1日付で、申請・届出書式指定申請等の書式について、居宅サービス等と第1号事業の書式を統合しています。

統合前の書式を使用されている事業者におかれましては、市ホームページに掲載している書式を使用していただくようお願いいたします。

事務担当：横須賀市福祉部指導監査課

指導監査第1係 電話 046-822-8162

指導監査第2係 電話 046-822-8393